

藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、再生可能エネルギーの有効利用及び災害発生時の非常用電源の確保を図るため、再生可能エネルギーを利用して充電ができる家庭用蓄電池（以下「蓄電池」という。）を自ら使用する目的で設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居宅の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 蓄電池設置事業 第4条に定める要件に適合する蓄電池を市内の自ら居住する住宅に設置する事業をいう。
- (3) “もったいない”エコファミリー宣言 藤枝市及び藤枝市もったいない運動推進委員会の事業で、同一世帯の個人が環境に対する取組を実施する意思表示をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを備えた者とする。

- (1) 次条に定める対象機器を市内の住宅に設置し、適切に管理できる者
- (2) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者、又は過去に蓄電池にかかる藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金交付要綱（令和元年藤枝市告示第289号）に規程する補助金の交付を受けていない世帯の者
- (3) 申請時に未着工である者。ただし、市長が別に定める日以前に着工する者については、この限りでない。
- (4) 納付すべき市税を滞納していない者
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている者

(対象機器)

第4条 対象機器は、市長が別に指定した国の補助金の対象となる機器のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自らが所有又は設置する再生可能エネルギー発電システムと連携して設置するもの
- (2) 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギー

一を効果的に蓄電できるもの（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものを除く。）

(3) 未使用であるもの

（補助対象経費及び補助率（額））

第5条 補助の対象となる経費は、蓄電池設置事業に要する経費のうち、対象機器の購入及び設置工事に要する経費とする。

2 補助額は、対象機器の蓄電容量に対し、1kWh当たり20,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1件当たりの上限は80,000円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日までに、市長が別に定める書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（申請の受付）

第7条 市長は、予算の範囲内において、前条による交付申請者からの補助金交付申請を受け付ける。

2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超過した日に前項の受付をした申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の申請受付順を決定する。

（交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第9条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、設置予定機器の変更がなく、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助金の交付の申請をする日の属する年度内に着手し、かつ完了する補助事業として実施すること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価

格が50万円未満の機械及び器具を除く。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならないこと。

(変更(中止)承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の変更(中止)承認を受けようとするときは、市長が別に定める書類を添えて変更(中止)承認申請書(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更(中止)承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更(中止)承認書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに振込先口座を確認できるものの写し(預金通帳、キャッシュカード等)を添えて請求書(第7号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市家庭用蓄電池設置費補助金交付要綱の規定は、令和４年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。